

# 新潟県農薬管理指導士認定要綱

	農 普 第 912 号
	昭和62年11月18日
改正	稲 振 第 187 号
	平成3年6月1日
改正	稲 振 第 65 号
	平成10年4月2日
改正	稲 振 第 343 号
	平成12年12月21日
改正	農 園 第 233 号
	平成13年11月30日
改正	農 園 第 15 号
	平成20年4月9日
改正	農 園 第 353 号
	平成23年9月1日
改正	農 園 第 226 号
	平成26年6月23日
改正	農 園 第 568 号
	平成28年11月8日
改正	農 園 第 690 号
	平成30年11月19日
改正	農 園 第 852 号
	令和3年2月1日
改正	農 園 第 941 号
	令和7年1月23日

## (目的)

第1 この要綱は、農薬販売者、防除業者等農薬使用者及び農薬使用の指導的立場に当たる者の資質向上を図り、高度な専門知識と指導力を有する者を新潟県農薬管理指導士（以下「指導士」という。）として認定することにより、農薬の管理及び使用の安全を確保し、もって農薬の危害及び被害を防止することを目的とする。

## (農薬販売・使用者等の責務)

第2 農薬取締法（昭和23年法律第82号）に規定する販売者、防除業者等農薬使用者及び農薬使用の指導的立場に当たる者（以下「農薬販売・使用者等」という。）は、自ら又はその従業員をして指導士の認定を受けるよう努めるものとする。

(認定等)

- 第3 知事は、別に定める新潟県農薬管理指導士養成研修（以下「養成研修」という。）を受け、かつ新潟県農薬管理指導士認定試験（以下「認定試験」という。）に合格した者を指導士として認定する。
- 2 知事は、指導士として認定した者に対して、別記様式による認定証を交付する。
  - 3 認定期間は、認定を受けた日から3年後の年度の年度末までとする。
  - 4 知事は、認定期間が満了する年度内に資質向上のための研修（以下「資質向上研修」という。）を受講した指導士に対して、3年間の認定の更新を認め、2に準じて認定証を交付する。
  - 5 知事は、職務による海外渡航等やむを得ない事情により、認定の更新のための資質向上研修を受講することができなかつた者が、次年度中に研修を受講した場合、指導士として再び認定することができる。ただし、その場合の認定期間は、再び認定を受けた日から2年後の年度の年度末までとする。

(指導士の責務)

- 第4 指導士は、業務の執行に当たり、農薬の管理及び使用に起因する危害及び被害の防止に努めるものとする。
- 2 指導士は、第1の目的を達成するために必要な知識の修得及び資質の向上に努めるものとする。

(受験資格)

- 第5 認定試験は、次の各号に該当する者でなければ受けることができない。
- (1) 年齢が20歳以上であること
  - (2) 現に農薬販売、防除又は農薬適正使用の指導の業務に従事しており、かつ、その実務経験が2年以上であること
- 2 認定試験は、次の各号のいずれかに該当する者は受けることができない。
- (1) 暴力団員（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(認定試験の実施)

- 第6 認定試験は、原則として年1回実施するものとし、試験項目等は別紙のとおりとする。

(資質向上研修の実施等)

- 第7 資質向上研修は、県が実施するほか、新潟県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会新潟県本部、新潟県農薬卸協同組合及び新潟県造園建設業協会等がそれぞれ主催できるものとする。
- なお、別に定める農薬管理指導士資質向上研修カリキュラムを含む研修を受講した者は、資質向上研修を受けたものとする。

(新潟県農薬管理指導士試験審査会)

- 第8 認定試験の合否及び指導士の認定取消の判定等を行うため、新潟県農薬管理指導士試験審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(認定の特例)

- 第9 知事は、全国農業協同組合連合会、全国農薬協同組合が主催する試験に合格した者及び全国農業共済協会が主催する研修会修了者で審査会が適当と認めた者が、養成研修を受講したときは、第3の1の規定にかかわらず、指導士として認定するものとする。
- 2 他都道府県が主催する農薬管理指導士認定試験に合格している者が特例による認定を申請したときは、第3の1の規定にかかわらず、本県の指導士とみなす。  
なお、その認定期間は、他都道府県による認定日から3年に満たない場合は、その認定日から3年後の年度末までとし、これ以外の場合は、本県に申請をした年度末までとする。
- 3 ただし、第5で定める受験資格を満たしていない者は、この特例の適用を認めない。

(認定の取消し)

- 第10 知事は、次の各号に該当した場合は必要に応じて審査会で審議の上、指導士の認定を取り消す。
- (1) 指導士が農薬取締法に違反した場合  
(2) 指導士が第5の1の各号のいずれかに該当しないことが明らかになった場合  
(3) 指導士が第5の2の各号のいずれかに該当することが明らかになった場合  
(4) その他指導士としてふさわしくない行為があった場合

(認定証の返還)

- 第11 指導士が第10の規定により認定を取り消された場合は、認定証を速やかに知事に返還しなければならない。

(再交付)

- 第12 指導士は、認定証を紛失又は汚損したときは、認定証の再交付を申請することができる。  
なお、汚損による認定証の再交付を申請する場合には、その認定証を添付しなければならない。

(指導士に対する援助)

- 第13 知事は、指導士に対して農薬の管理及び使用の安全に関する情報を提供するとともに、その他必要な助言及び指導を行うものとする。

(適用除外)

- 第14 農薬使用者のうち、植物検疫くん蒸を行う者及び航空機を利用して農薬散布を行う者については、この要綱の対象としない。

(その他)

第 15 本要綱に定めるものの他に必要な事項は別に定める。

附則（令和 7 年 1 月 23 日農園第 941 号）

改正後のこの要綱は、令和 7 年 1 月 23 日から施行する。

別紙

農薬管理指導士認定試験の試験項目等

試 験 項 目	試 験 内 容
1 植物防疫行政	植物防疫行政に関する知識
2 農薬行政	(1) 農薬行政に関する知識 (2) 農薬管理指導士の果たすべき役割、遵守すべき事項等に関する知識
3 関係法令	(1) 農薬取締法に基づき、農薬販売業者、防除業者が遵守すべき事項、農薬の安全性確保に関する事項等に関する知識 (2) 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物又は劇物に指定された農薬の販売、保管管理等に対して遵守すべき事項等に関する知識
4 農薬の一般知識及び施用技術	(1) 農薬の種類及び特性、農薬の農業生産に果たす役割等に関する知識 (2) 農薬散布技術、防除機等に関する知識
5 農薬のリスクと安全性評価	(1) 農薬のリスクと安全性評価の方法に関する知識 (2) 残留基準等に関する知識 (3) 農薬使用基準等に関する知識
6 農薬の安全使用・適正使用	(1) 農薬使用者の責務 (2) 農薬の安全使用に関する知識
7 病害虫・雑草とその防除	(1) 病害虫、雑草の種類に関する知識 (2) 防除方法並びに植物調整剤の使用方法に関する知識

別記様式

第

号

# 認 定 証

氏 名

住 所

生年月日

上記の者を新潟県農薬管理指導士として認定  
したことを証する。

認定期間は、 年 月 日までとする。

年 月 日

新潟県知事